

サイバーセキュリティアワード 2027 募集要領

「サイバーセキュリティアワード 2027 募集要領」（以下「本要領」）は、デジタル政策フォーラム（以下「主催者」）が主催する「サイバーセキュリティアワード 2027」（以下「本アワード」）に関する応募要件および注意事項等を定めるものです。本アワードへの応募をもって、応募者が、本要領に同意したものとみなします。

1. 概要

■ サイバーセキュリティアワードとは

2023 年にスタートしたサイバーセキュリティアワードは、サイバーセキュリティに関する理解の促進に向けて、重要な知識、最新の動向などを広く、分かりやすく伝えた作品・コンテンツ・活動などから、特に優秀と認められるものを選定し表彰するものです。「サイバーセキュリティ」をより身近に考える機会を提供し、日本におけるサイバーセキュリティ・リテラシーの向上に寄与し、イノベーションを促すことを目指します。

■ 主催者

デジタル政策フォーラム（DPFJ）

■ 表彰区分

- ・ 最優秀賞：募集部門（書籍部門、Web 部門、フィクション部門、企画部門）ごとに各 1 点を選出します。
- ・ 優秀賞：募集部門ごとに各 2～3 点を選出します。
- ・ 副賞（奨金）：最優秀賞 5 万円

※各賞の種類、内容および点数は変更する場合があります。

2. 応募

■ 募集コンテンツ

- ・ サイバーセキュリティの普及啓発に貢献したコンテンツ全般（以下、「コンテンツ等」と総称、具体例は「募集部門」の項を参照のこと）

■ 応募条件

- ・ 概ね 2024 年 1 月～2026 年 11 月の期間（以下、「対象期間」）に発信されたコンテンツ等であること
- ・ 対象期間内に、公に日本語でリリース、発信されていること
- ・ 応募主体は法人、団体、グループ、個人を問わない。本要領に沿って本アワードに応募する者を「応募者」、コンテンツ等の制作者および著作権者を「制作者等」、これらを総称して「応募者等」とする
- ・ 募集および選考は日本語で行う。応募者は、日本語での対応が可能であること
- ・ 選考結果の連絡や各種案内の送付などの事務手続きの都合上、応募者等の現住所、連絡先は日本国内に限るものとする。「サイバーセキュリティアワード 2027 応募用紙」（以下、「応募用紙」）に記載された住所について、日本国外のものが含まれる場合、選考の対象外とする
- ・ 審査に必要な情報および現物を提供すること
- ・ 審査・表彰等にあたり、応募者等および主催者に高額な費用の負担が生じないこと
- ・ 応募者等が自ら制作したコンテンツ等を応募する場合は、コンテンツ等に関し適法な権利を有し、他人の権

利を侵害するコンテンツ等でないこと

- ・ 応募者が当該応募者以外の者が制作したコンテンツ等を推薦して応募する場合、受賞・表彰の対象は推薦を受けた制作者等となり、当該応募者は受賞・表彰の対象とならない
- ・ 応募書類等の内容は本アワードの広報や PR 活動に利用する場合がある
- ・ 過去に応募したコンテンツ等の再応募は可能とする（ただし、未受賞であること）

■ 募集部門

以下の部門から一つを選び応募すること

（１） 書籍部門

書籍部門では、サイバーセキュリティの普及・啓発に寄与した書籍（解説書、報告書、啓発書、ドキュメンタリーなど）など（電子書籍を含む）を対象とする

（２） Web 部門

Web 部門では、サイバーセキュリティの普及・啓発に寄与した Web、SNS、各種プラットフォームでの発信コンテンツを対象とする

（３） フィクション部門

フィクション部門では、サイバーセキュリティの普及・啓発に寄与したアニメ、小説、動画、TV 番組、映画などのフィクション作品を対象とする

（４） 企画部門

企画部門では、サイバーセキュリティの普及・啓発に寄与した様々な取組（教育活動、イベント、キャンペーン等の無形活動を含む）やそれと連動したツール制作、報道、広告など、（１）～（３）の枠にとどまらない創意工夫に富んだコンテンツを対象とする

■ 応募方法

- ・ 本アワード特設 Web ページ上の応募コーナーにある「応募用紙をダウンロード」ボタンより応募用紙をダウンロードする
- ・ 必要事項を記入の上、応募コーナーから「記入済み応募用紙」および「コンテンツ」の２点をアップロードする。
- ・ アップロードする資料のデータ形式は doc/docx、pdf、mp4、mov のいずれか、サイズは 2GB 程度まで。文書は 12 万字以内、動画等は 120 分以内を目安とする
- ・ ネット・コンテンツの場合（A）は応募用紙に URL 等を記載、デジタル作品の場合（B）はデジタル作品をアップロード、有形作品の場合（C）は現物を事務局に郵送すること
 - （A） ネット・コンテンツの場合（Web・SNS・動画サイト、ホームページ等）
→①記入済み応募用紙をアップロード
 - （B） デジタル作品の場合（PDF、画像・音声・動画等）
→①記入済み応募用紙をアップロード、②デジタル作品をアップロード
 - （C） 有形作品の場合（書籍、冊子、ポスター、ボードゲーム等）
→①記入済み応募用紙をアップロード、②有形作品を郵送
- ・ 有形作品の郵送先は以下の通り。費用は応募者の負担とする。主催者側に費用負担が生じる場合は受け取り不可

【宛先】 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 8 階

Deloitte Tohatsu Innovation Park B-14

デジタル政策フォーラム「サイバーセキュリティアワード」係

- ・ その他応募に要する費用は、主催者側では負担しない

■ 応募期間

2026 年 10 月 1 日（木）～11 月 30 日（月）

■ 応募に際しての注意事項

- ・ 応募カテゴリーは、コンテンツ等の内容に応じて変更する場合がある
- ・ 以下に該当する場合、応募を無効または選考対象外とすることがある
 - ① 応募内容について虚偽その他の不正が明らかになった場合
 - ② 応募サイトへの不正アクセス、メールアドレスの不正使用、その他不正のおそれのある行為があった場合
 - ③ 応募サイトや第三者のネットワーク、サーバー等に悪影響を与えるプログラム等を使用したと主催者が判断した場合
 - ④ 応募者等が法令に抵触する行為をしている、またはそのおそれがある場合
 - ⑤ 応募者等が主催者または第三者の知的財産権を侵害し、もしくはそのおそれがある場合または当該知的財産権に関して係争中の場合
 - ⑥ 応募者等が主催者または第三者に損害を生じさせ、またはその可能性がある場合
 - ⑦ コンテンツ等がわいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、映像、音声または文書等に該当する場合
 - ⑧ 応募内容が法令、公序良俗または本アワード開催の趣旨にそぐわない場合
 - ⑨ 上記の他、主催者が不適切と判断した場合
- ・ 提出された応募書類等およびコンテンツ等は返却しない
- ・ 応募したコンテンツ等および応募書類の著作権はそれぞれ応募者等に帰属するが、応募者等は、主催者および主催者が許諾する者に対し、応募書類等について本アワードの運営・管理・広報等の目的に限り、無償かつ非独占的に利用（複製、改変、翻案、公衆送信およびそのために必要な加工等を含む）することを許諾すること
- ・ 応募者等は、主催者および主催者が許諾する者に対し、応募書類等について、著作者人格権を行使せず、また第三者をしてこれをさせないこと
- ・ 選考の過程で応募者等に追加の資料の提出を依頼する場合がある
- ・ 選考、表彰および本アワードの広報活動にあたり、応募書類に記載の応募者等の氏名および会社名、法人名、団体名等（所属部署を含む）を公開する場合がある
- ・ 応募書類には、公表されていない氏名、住所、電話番号、メールアドレス等のプライバシー情報を除き、機密情報その他一般に公開できない機微な情報は記載しないこと。応募書類に記載した情報は、一般に公開されることについて同意したものとみなす
- ・ 応募コンテンツ等は、プレスリリースや本ウェブサイトで紹介する場合がある

3. 選考・表彰

■ 選考方法

応募コンテンツ等の選考は、応募書類等に基づき、書面選考の上、選考基準に沿って、審査委員会において行う。審査委員会は、主催者が委嘱する 6 名前後の審査委員によって構成する

■ 選考基準

サイバーセキュリティの啓発や普及について、以下の観点から総合的に選考を行う

- (1) 分かりやすさ
- (2) 独創性
- (3) 時事性
- (4) インパクト
- (5) 展開力

※その他、特別に考慮すべき要素があれば、(1) から (5) までの観点に加えたうえで、総合的に選考を行う

■ 選考結果の連絡

- ・ 審査委員会による選考の結果、特に優秀なものとして決定されたコンテンツ等の制作者を受賞候補者とし、2027 年 2 月中旬を目途に、選考結果について連絡する
- ・ 受賞の意思が確認できた時点で、受賞候補者を受賞者として決定する
- ・ 受賞候補者への連絡をもって選考結果の通知とする。受賞対象外者に対しては、個別連絡は行わない
- ・ 受賞者については、表彰式への出席を、主催者より依頼する
- ・ 受賞者については、主催者が運営する表彰式以外のイベントへの登壇や、取り組みの取材等を依頼する場合がある
- ・ 各連絡は、応募書類に記載の応募者等の連絡先に電子メールを送る方法、その他主催者の定める方法によって行う
- ・ 一定期間を経過しても受賞候補者と連絡が取れない場合は、コンテンツ等の選考結果や受賞候補者の決定を取り消す場合がある。応募者と連絡が取れる場合であっても、制作者等と連絡が取れない場合については、同様の取扱いとする
- ・ 受賞対象外となった理由等、選考の内容や結果に関する個別の問い合わせについては対応しない
- ・ 本アワードに関連して審査委員へ直接接触する、またはこれを求めることや試みることを禁じる

■ 表彰式

2027 年 3 月中旬を目途に開催予定の表彰式にて部門別最優秀賞・優秀賞の受賞者を発表し、表彰する。

その内容は、プレスリリースやウェブサイトにて公表する

■ 選考・表彰に関する注意事項

- ・ 授賞・表彰の対象者は、応募者が制作したコンテンツ等を自ら応募した場合は当該応募者となる。また、応募者が当該応募者以外の第三者が制作したコンテンツ等を推薦して応募した場合は推薦を受けた制作者等が受賞・表彰の対象者となり、当該応募者は対象とならない
- ・ 副賞等に関する発送の宛先は、日本国内に限る
- ・ 住所の誤記、転居先不明、長期不在等の理由により、一定期間を経過しても副賞を届けられない場合、副賞を受領する権利を放棄したものとみなす
- ・ 受賞の権利および副賞を受領する権利を、第三者へ譲渡・換金・転売することはできない。記念品等については、オークション等への出品を禁じる
- ・ 応募者等が本要領に違反していたことが判明した場合、選考結果および受賞を無効とし副賞の返還を求める場合がある
- ・ 表彰式において主催者が指定する会場・建物・敷地に立ち入る場合には、主催者が指定する事項およびその会場・建物・敷地において定められたルール（適用のある法令を含む）を遵守すること

4. 変更・停止・中止、紛争解決

- ・ 主催者が必要と判断した場合には、主催者は、予告なくいつでも本アワードの内容（表彰および副賞の内容を含む）を変更、停止、中止および終了することができる
- ・ 本要領または本要領に基づき主催者が行った行為（本アワードの変更、停止、中止および終了を含む）および本アワードに関連して応募者等に損害が生じた場合であっても、主催者は損害を賠償する責任その他一切の責任を負わず、応募者等は、主催者に対して一切の要求、請求等をしないものとする。ただし、主催者に故意または重大な過失がある場合を除く
- ・ 何らかの理由で主催者が損害を賠償する責任を負う場合においても、その賠償の範囲は、応募者等に対し直接、通常かつ現実生じた損害に限られ、逸失利益の損害、特別損害および間接損害を除く
- ・ 本アワードおよび本要領には日本法が適用される。本アワードに関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする

5. 個人情報

- ・ 本アワードへの応募に関連して提供された個人情報は、以下の目的で利用する
 - ① 応募内容、選考結果その他本アワードに関する連絡や、次年度以降の本アワードの運営・管理・情報提供のため
 - ② 表彰、選考結果の発表等を含む広報活動のため
 - ③ アンケートの送付・管理、賞金の支払いまたは物品の送付およびそれに伴う連絡のため
 - ④ 本アワード以外の主催者が開催または関与するイベント、セミナーに関する案内のため
 - ⑤ 主催者の今後の活動展開に必要なデータの解析または分析、統計資料の作成のため
 - ⑥ その他、依頼を受けた、または個別に同意を得た範囲の利用のため
- ・ 個人情報は主催者が厳重に管理し、必要な範囲で関係法令に従って委託先に提供する場合など関係法令により認められている場合を除き、本人の承諾無く第三者に提供することはない

6. 問い合わせ先

デジタル政策フォーラム事務局

E-Mail : cybersecurityawards@digitalpolicyforum.jp

以上

2026 年 10 月 1 日制定